



行政の 焦点

働き方改革関連法の成立に伴い労働基準法も改正され、平成31年4月以降順次施行されています。

その改正事項の一つに時間外労働の上限規制があります。法定労働時間（原則1日8時間、1週間40時間、特例措置対象事業場等を除く）を超えて労働させることのできる上限の時間は、次のとおりとなっています。

また、時間外または休日に労働させる場合には、時間外労働・休日労働に關する協定が必要です。

(1) 原則
■ 1か月の時間外労働時間数の上限は、45時間

(42時間※)
■ 1年の時間外労働時間数の上限は、360時間

時間外労働に係る上限規制について

間（320時間※）
(2) 例外（特別条項付き協定（通常予見することのできない業務量の大幅な増加等臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合）等を定めた場合）

■ 1年の時間外労働時間数の合計は、720時間以内
■ 1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数は、100時間未満

■ 1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数について、どの2か月から6か月の平均をとっても1か月当たり80時間以内

■ 1か月の時間外労働時間数が45時間（42時間※）を超える回数は、年6回以内

※Ⅱ対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制による場合

適用を受けることとなります。

1、建設業

○ 災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制をすべて適用

○ 災害の復旧・復興の事業の場合は、時間外・休日労働について「月100時間未満/2〜6か月平均80時間以内」の規制が適用されない

2、自動車運転の業務

○ 特別条項付き協定を

この上限規制について

は現在のところ、建設業、自動車運転の業務に従事する者、医師、鹿児島県及び沖縄県の砂糖製造業、新技術・新商品の研究開発業務に従事する者は、猶予または除外されているところですが、令和6年4月1日からは、新技術・新商品の研究開発業務に従事する者を除き、次の1から4のとおり、時間外労働の上限規制の

縮結する場合の時間外労働の上限は年960時間

（休日労働を含まない）

○ 時間外・休日労働について「月100時間未満/2〜6か月平均80時間以内」の規制が適用されない

○ 「時間外労働が月45時間を超えることができずのは年6か月まで」の規制が適用されない

3、医師

○ 令和4年1月19日付

の労働基準法施行規則の一部を改正する省令（令和4年1月19日付厚生労働省令第5号）のとおり

4、鹿児島県及び沖縄県の砂糖製造業

○ 上限規制をすべて適用

令和6年4月まであと2年ほどです。この1から4に該当する皆さまにおかれましては、現状をご確認いただき、上限規制の適用に備え、必要な対応を進めていただきますようお願いいたします。

なお、時間外労働の上限規制などの詳細は、働き方改革特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/overtime.html>

をご覧ください。

